

坂出市地域防災計画 参考資料

第20章 地区防災計画

20-1 地区防災計画の概要

1 地区防災計画とは

平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内一定の地区の居住者および事業者（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。

防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である基本計画と地方レベルの都道府県および市町村の地域防災計画があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されています。

一方で、東日本大震災において、自助、共助および公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で地域コミュニティでの相互助け合いが重要になってくるのです。

「地区防災計画制度」は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画ですが市町村地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市町村地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動が連携して、共助の強化により地区防災力を向上させることを目的としています。

2 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、地区居住者等により、自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体となったいわゆるボトムアップ型の計画です。また、地区居住者等による計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素です。

3 地区防災計画の内容

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で防災計画を作成することが可能になっています。計画を作成するにあたっては、地区における過去の災害事例を踏まえ想定される災害について検討を行い、実際に活動を行う活動主体の目的やレベルにあわせて、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要である。

(1) 法令上例示されている内容

- ① 防災訓練
- ② 物資および資材の備蓄
- ③ 地区居住者等の相互の支援

(2) その他の内容

- ④ 計画の名称
- ⑤ 計画の対象範囲（位置・区域）
- ⑥ 基本方針（目的）
- ⑦ 活動目標（指標等）
- ⑧ 長期的な活動予定等

(3) 地区内の要配慮者等の状況、昼間と夜間の人口の違い、地域コミュニティ内のネットワークの状況、信頼関係・協力関係の状況、帰宅困難者の発生の可能性等を踏まえ具体的に計画内容を定めることが有用である。

4 地区防災計画の周知

市は、地区防災計画について、地区住民に対して説明会等を実施するとともに、市のホームページなどに掲載し周知に努める。

5 地区防災計画を坂出市地域防災計画に規定するまでの手続き

- (1) 地区居住者等は、共同して坂出市防災会議に対し、地区防災計画の素案を添えて提案（以下「計画提案」という。）することができる。
- (2) 地区防災計画の素案は、その内容が坂出市地域防災計画に抵触するものでなく、整合性が図られたものでなければならない。
- (3) 坂出市防災会議は、計画提案が行われたときは遅滞なく、当該計画案を踏まえて市計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを協議し、その必要性があると認めるときは、市計画に地区防災計画の一部または全部を規定する。
- (4) 坂出市防災会議は、計画提案を踏まえて、市計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは遅滞なく、その旨および理由を当該計画提案した地区居住者等に通知する。

6 地区居住者等の防災活動

市計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

2 0－2 坂出市地域防災計画に規定した地区防災計画

連番	名 称	地 区	提案地区居住者等	規定年月日
1	東部地区防災計画	東部地区	東部地区社会福祉協議会防災福祉部	R1. 11. 28
2	別宮地区防災計画	西庄地区	別宮自治会自主防災会	R7. 2. 25
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				